

# ケアハウス 夕なぎ苑

(特定施設入居者生活介護)

(介護予防特定施設入居者生活介護)

(事業を実施するに当たり適切な介護サービスを提供する居室等を特定施設と呼称する)

## 利用契約書

令和6年6月1日改正

ケアハウス 夕なぎ苑の施設長(以下、「甲」という。)は、利用者(以下、「乙」という。)及び身元保証人との間において、次のとおり契約を締結します。

### 第1条 (目的)

事業者は、介護保険その他の法令及びこの契約書に伴い、乙が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるよう、この施設を円滑に利用すること、及びこの契約に定める各種サービスを提供することを約し、乙は甲に対し信義を守り、誠実にこの契約を履行することを約します。

### 第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年以内とする。但し要介護・要支援状態から自立された場合においては、その認定日をサービス提供の終了時とします。
2. 契約満了時の2ヶ月前までに、甲乙双方が協議の上、契約更新あるいは契約の解除のいずれかに決定するものとします。また、文書あるいは口頭による契約申し出がない限り、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条 (施設の管理、運営)

甲は、必要な職員を配置して、乙の日常生活に必要な緒行務を処理するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行います。

### 第4条 (遵守義務)

乙は、甲に対して誠意を持って、この契約に定める事項を履行するとともに、甲が第5条に規定する運営規定、その他の諸規定及び本契約に基づき、甲が指示する事項を遵守します。

### 第5条 (運営規定)

この契約に付随して、甲が別に定めるケアハウス夕なぎ苑入居契約書・運営規定ならびに重要事項説明書を甲乙ともに遵守することとします。

### 第6条 (施設の利用及び利用制限)

1. 乙は、入居契約書第21条(甲の契約解除)、又は第22条(乙の契約解除)に基づく契約の解除がない限り、この契約の定めるところにより、専用居室(以下「居室」という。)及び甲が共用のために設置した設備(以下「共用設備」という。)を利用することができます。
2. 乙は、その居室を専ら乙の居住以外の目的では使用できません。

3. 自己都合により居室移動を行った際には、乙は甲に対し居室清掃費用を支払うものとします。施設から提案させていただいた場合は、施設負担とさせていただくことがあります。
4. 居室内には、必要以上の荷物を置かれますと、介護スペースや掃除等に支障が出ますので、生活に必要な分だけを用意してください。

#### 第7条（利用開始日）

この契約日をもって利用開始日とします。

#### 第8条（各種サービス）

甲は、乙に対して以下のサービスを提供します。提供の方法については、別途運営規定において定めます。

1. 特定施設入居者生活介護サービス・介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供
  - (ア) 食事介助、排泄介助、入浴介助、身体介助、その他日常生活の世話
  - (イ) 機能訓練
2. 各種生活相談及び助言
3. 食堂における食事の提供(原則一般食)
4. 入浴準備
5. 災害、疾病等緊急時における24時間対応(医療機関ではないので、医師・看護師未配置)。但し、搬送に伴う費用及び、医療費については、利用者本人または、家族の負担です。また、ご家族に代わって、搬送、付き添い等のために、当施設が手配した人員にかかる経費も実費にてご負担いただきます。
6. 定期健康診断の機会提供等による健康の保持、疾病の予防、定期健康診断1年に1回
7. 自主活動への情報提供と協力

#### 第9条（二人用居室の利用制限）

2人入居の場合において、乙のいずれかが死亡または施設を退去した場合には、甲・乙協議の上契約を変更し、他の1人用居室に入居していただきます。

#### 第10条（利用料等）

1. 利用料については、甲は国の定める基準に従って生活費、サービスの提供による費用及び居住に要する費用を合算した額を別途個別に算定して、乙に請求いたします。
2. 前項のほか、乙は使用料として、乙の使用に係る居室の水道料金、カーテンレンタル料金(月1,000円)、寝具レンタル(月2,000円)を、甲の請求に基づき、甲に支払うものとします。但し、寝具等のクリーニング代は別途徴収いたします。乙の使用に係る居室の電気料金、ガス料金、電話料金については、乙の個人契約とし、乙は各請求者に直接支払うものとします。また、乙は共用設備(コイン式洗濯機・乾燥機)の使用料金を、その使用の際に直接支払うものとします。居室に設置されているエアコンの自然劣化の修理費については、甲の負担とします。春・秋に実施する当施設実施のフィルター清掃は代金をいただきます。
3. 居住に要する費用(家賃)は、一律26,000円、2人用居室の居住に要する費用は月額52,000円とします。
4. 第8条に規定されるサービス以外で、ケアハウス有償福祉サービス(別表1)・しらさぎ(福祉有償運送)・ねこの手(自立支援サービス)及び医療費等、個人的に要する費用は、その実費を乙の負担とします。排泄介助に使用するオシメ・パット等の費用、及び通院等の介護費用及び交通費は、その他個人に係る日常生活上の費用は乙の負担とします。

#### 第 11 条（サービスの提供に要する費用の減免）

1. 乙は、サービスの提供に要する費用の減免を希望する場合は、入居契約時または契約時以降年 1 回、乙の収入等に関する挙証書類を添えて、次に掲げる期日までに甲に対して申請してください。
  - (1) 入居契約時においては、契約日の翌日から起算して 10 日以内に
  - (2) 入居契約時以降においては、毎年 6 月末日までに
2. 甲は、前項規定による申請があった場合、申請の内容について必要な審査を行い、要綱別表Ⅳの 5 の対象収入による階層区分(以下「階層区分」という。)を決定し、階層区分により求めた額を、乙の減免後のサービスの提供に要する費用の徴収月額(以下「徴収月額」という。)として認定し、乙に対して文書により通知します。
3. 甲は、第 1 項第 2 号に規定する乙の申請に基づき、決定する階層区分に変更があった場合は、変更後の階層区分により求めた徴収月額を、毎年 7 月から適用します。
4. 甲は、第 1 項の規定による申請に誤りがあった場合は、変更すべき月に遡及してサービスの提供に要する費用徴収月額の変更認定を行い、乙への追加徴収又は差額の還付を行います。
5. 甲は、乙から提出された申請書及び収入等に関する挙証資料については、秘密の保持とその管理に十分留意します。
6. 適用期間は行政の年度により、4 月より翌年の 3 月までとなります。
7. サービスの提供に要する費用の減免措置は岡山市サービスの提供に要する費用の補助制度によるものです。制度の改正、廃止によりましては、自己負担額が増加することがあります。

#### 第 12 条（利用料の改訂）

1. 甲は、国の定める基準に改正または変更が生じた場合は、それに基づき利用料を改訂します。
2. 甲は、利用料を改訂する場合に、国の改訂通知を乙に明示します。
3. 甲は、国の改訂が遡って行われた場合、その差額を国の定める月に遡って乙から徴収または還付します。

#### 第 13 条（利用料等の納入）

乙は、第 9 条(利用料等)に基づく月額利用料等の請求を受けたときは、利用料は当月分として、また使用料を前月分として、毎月 15 日迄に甲が指定する金融機関の口座に支払うものとする。

#### 第 14 条（長期不在）

1. 乙が、入院やその他の理由によりその居室に 1 ヶ月以上不在となる場合は、乙は甲に対して予めその旨を届け出るとともに、他施設への移動、他施設への申請、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等については甲と協議するものとしします。
2. 平成 24 年度の介護報酬改定に伴い、一定の要件を満たす特定施設においては、家族介護支援を促進する観点から、特定施設の空室における短期利用を行うことがあります。乙が、入院等で長期不在となる場合、空室の短期利用を必要時には甲と協議するものとしします。

#### 第 15 条（居室への立ち入り）

甲は、居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要、及び必要な介護サービスを提供する場合は、乙の承諾を得て、いつでも居室に立ち入り、必要な措置を講じることができることとします。但し、乙の健康上、災害上の緊急の場合は、乙の承諾を得ないで入室します。

#### 第 16 条（居室内の造作・模様替え等）

1. 乙は、やむを得ず居室内の模様替え、その他補修または改修を行うときは、事前に甲の承諾を得てください。
2. 前項に定める乙の居室内の模様替え等に要する費用は、乙の負担となります。但し、甲の設計、施工に係る補修または改修費については、この限りではありません。

#### 第 17 条（原状回復の義務）

1. 乙は、第 16 条に基づく乙の負担による居室内の模様替え等を除き、施設及び備品について汚損、破損、滅失、またはその他原状を変更した場合に、直ちに乙の費用で原状に回復するか、または甲が別に定める代価を支払うものとします。但し、乙の責めに基づかない場合はこの限りではありません。但し、経年変化による自然変質する建具(畳、襖、障子等)を新品にする場合は、甲の負担とします。
2. 乙は、この契約が第 23 条(契約の終了)により契約が終了した場合において、乙の居室を甲に明け渡すときは、居室を原状に回復するための費用を負担するものとします。

#### 第 18 条（甲の責任賠償）

天災等の不可抗力及び火災、盗難、不慮の事故により、乙が受けた損害について、甲は一切の賠償責任を負わないものとします。但し、甲の故意または重大な過失により、乙に損害を与えた場合はこの限りではありません。

#### 第 19 条（動物飼育）

乙は、甲の許可を得ることなく、居室において小動物(ペット)の飼育はできません。

#### 第 20 条（身元保証人）

1. 乙は、入居に際し 1 名の身元保証人を定めてください。
2. 前項の身元保証人は、乙に契約の不履行があった場合に、この契約から生じる一切の責務について連帯して履行の責任を負うとともに、必要な場合はこの身柄を引き取る責任を負います
3. 乙は、身元保証人の氏名、住所に変更があったとき、また死亡、被後見人・被保佐人の宣告等により身元保証人を変更するときは、その旨を直ちに甲に通知してください。なお、乙は入居時以降、毎年 6 月末日に身元保証人に変更があるかどうかを甲に通知してください。

#### 第 21 条（甲の契約解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合に、乙に対し、甲が定める契約解除通告書に、契約解除日及び解除理由を付して、この契約の解除を通告することができるものとします。
  - (1) 入居の要件に関して、虚偽の届け出を行って入居した場合
  - (2) 利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合
  - (3) サービスの提供に要する費用の減免の申請にあたって、故意に虚偽の届け出を行った場合
  - (4) 甲の承諾を得ないで、居室を含む建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復を行わない場合
  - (5) 個別の日常生活上の援助(調理を除く)、または介護・看護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受けることができない場合
  - (6) 認知症の進行等により、他の入居者の居室に入ったり、物品を盗ったり、徘徊し屋外に出るなどの行為が頻繁に起こり、当施設の入居対象ではないと甲が判断した場合

- (7) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断できなくなった場合
  - (8) 入居者及び家族等が、当施設・当施設の職員又は他の入居者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合
  - (9) 入居者の暴力・暴言・脅迫行為により、当施設での集団生活が困難と判断した場合
  - (10) 著しい背信行為(運営上の協力が得られない、協議・相談に応じていただけない等)を行うなどにより、入居利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (11) 車椅子の自力駆動・居室内の移動・移乗が困難になり介助量が増加し、明らかに特定施設の入居対象ではないと甲が判断した場合
  - (12) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を入居利用いただくことができない場合
2. 甲は、乙に対し、前項により契約の解除通告をするに先立ち、乙及び乙の身元保証人に弁明の機会を設けます。但し、甲が、乙の行為により、甲の施設運営に著しい障害を生じたと判断した場合は、即刻契約解除できるものとします。
  3. 乙は、第1項の規定により、甲がこの契約の解除を通告した場合には、その契約解除日までに遅滞なく、その居室を甲に明け渡さなければなりません。

#### 第22条(乙の契約解除)

1. 乙は、この契約の解除を望むときは、30日以上予告期間を以って甲が定める契約解除届を甲に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日までに、居室を明け渡さなければなりません。
2. 乙が、契約解除届を甲に提出しないで、居室を退去したときは、甲が乙の退去の事実を知った翌日から起算して14日目を以って、この契約は解除されたものとします。
3. 第1項の契約解除届による退去予告期間が30日に満たない場合は、退去日から1ヶ月分の利用料を徴収します。

#### 第23条(契約の終了)

この契約は、次の各号に該当するときに以って終了とします。

1. 乙が(乙が2名の場合にはそのいずれもが)死亡したとき、または第24条(財産の終了)第2項の規定により身元保証人が居室を明け渡した日
2. 第21条(甲の契約解除)第1項に規定する契約解除日
3. 第22条(乙の契約解除)第1項、または第2項に規定する契約解除日
4. 契約の終了に当たり、乙は甲に対し、退去時に居室清掃費用を支払うものとします。

#### 第24条(財産の終了)

1. 乙が死亡した場合、甲は乙の所有物を管理者の注意をもって保管し、乙の身元保証人に連絡して一切の処置を委ねます。
2. 乙の身元保証人は、前項の連絡を受けた日から起算して14日以内に乙の所有物を引き取り、居室を明け渡してください。
3. 居室明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物については、乙の身元保証人その他承継人がその所有物を放棄したものととして、甲において適宜処分します。
4. 乙が、甲に乙の居室を明け渡した後において、なお乙の残置所有物等がある場合には前項を準用します。

5. 居室を明け渡す際、所有物の処理は乙又は身元保証人が責任を持ち処分してください。困難な場合は、廃棄物処理業者に委託などのご相談に応じます。その際の費用は、乙又は身元保証人の負担となります。

#### 第 25 条（精算）

第 23 条(契約の終了)の規定により、この契約が終了した場合に、乙が甲に対して第 17 条(原状回復の義務)、その他の条項により債務がある場合は、乙又は身元保証人は契約終了日の翌日から起算して 14 日以内に支払うものとします。

#### 第 26 条（契約終了後の居室の使用に伴う実費精算）

乙は、契約終了日までに居室を甲に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの利用料等を甲に支払うものとします。

#### 第 27 条（誠意処理）

この契約書の解釈及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙相互に協議し、誠意をもって処理するものとします。

#### 第 28 条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して、訴訟の必要が生じた場合は、岡山地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、予め合意するものとします。

#### 第 29 条（個人情報保護）

当施設は、個人情報保護に最善の対策を実施しております。但し、市町村、他の介護保険事業者、医療機関等へ、必要とされる最小限の個人情報を提供するものとします。

当法人が発行する「夕なぎ新聞」・ホームページ等、お名前の掲載、写真の掲示をすることがございます。希望されない方はお申し出ください。

#### 第 30 条（身体拘束）

甲は、やむを得ない場合を除いては、身体拘束を行いません。必要と思われる場合は、前もって家族、身元保証人の承諾・同意を頂きます。

#### 第 31 条（感染症）

当施設は、感染症疾患に罹患及び再発のおそれが予想される場合、早急な隔離、通院あるいは入院等により、他の入居者への影響を未然に防ぐ措置を講じます。また、入居者間の食品のやり取りについては、食中毒や誤嚥等を予防する関係から禁止とさせていただきます。なんらかの理由で行う場合は、職員へお申し出ください。職員にお申し出のない場合のやり取りについては、責任を負いかねます。

#### 第 32 条（オプション等）

1. 防災カーテン(別紙に規定)

#### 第 33 条（重度化）

当施設は、職員体制により(医師の常駐なし・夜間帯の1名体制等)施設の特徴から、重度化に伴い、特定施設での生活が困難と判断した場合、他施設への申請や移動等がスムーズに行えるように甲と協議するものとします。

○利用料の日割計算方法(1ヶ月に満たない場合の利用料の計算方法)

- A. 居住に要する費用      個室                  26,000円  
  二人用居室        52,000円
- B. 生活費                46,940円
- C. サービスの提供に要する費用      10,000円~44,660円
- D. 冬期加算            11月~3月          月額2,150円

$(A + B + C + D) \times \text{利用日数} / \text{月額日数}$

上記の利用料は、令和6年4月1日時点での金額となります。

# ケアハウス 夕なぎ苑

(特定施設入居者生活介護)  
(介護予防特定施設入居者生活介護)

## 重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

### 1. 事業者の概要

設置者住所・法人名	岡山市東区宿毛 745-1 社会福祉法人 夕凧会
法人代表者	理事長 伊澤 卓士
施設名	ケアハウス 夕なぎ苑
代表者職氏名	管理者 吉永 陽一
所在地	岡山市東区宿毛 745-3
開設年月日	平成 18 年 12 月 1 日
事業所指定番号	3370108577
連絡先	TEL 086-946-2606 FAX 086-946-2613

### 2. 事業の目的と運営方針

#### (1) 目的

当施設は、入居者に対し、介護保険法の理念に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の世話・機能訓練などを行うことにより、入居者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設入居者生活介護サービス・介護予防特定施設入居者生活介護（以下、サービスという）を提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

##### 〈基本理念〉

「人としての尊厳を守ることとは、利用者の権利の尊重であり、安全の確保である」

- ① 自立の尊重を重視し、入居者が自分らしく生きるための適切なサービスに努めます。
- ② 生活機能の維持と回復のために、全スタッフが、親身になって、心と体のケアができるようサービス提供に努めます。
- ③ 入居者の価値観を尊重し、社会性を失わないためのサービス計画を作成し、個人個人に、きめ細やかな相談、助言ができるよう努めます。
- ④ 入居者自らが日々の日課やプログラムを考えて、自分の生活を創り出し、その中に生きがいを見出せるサービスに努めます。



⑤ 笑顔と活気あふれる施設づくりに努めます。

3. 入居定員 計 50 名【ケアハウス 20 名 特定施設 30 名】

4. 施設の概要

(1) 主な設備

設備の種類	数	面積	一人当たりの面積
介護専用居室 個室	46 室 (定員 1 名)	637.00 m <sup>2</sup>	24.50 m <sup>2</sup>
介護専用居室 夫婦	2 室 (定員 2 名)	49.00 m <sup>2</sup>	24.50 m <sup>2</sup>
食堂	1 室	215.75 m <sup>2</sup>	4.31 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1 室	84.65 m <sup>2</sup>	
一般浴室	4 室	51.10 m <sup>2</sup>	
便所	14 箇所		
車椅子用居室	3 箇所		
地域交流ホール	1 箇所	187.00 m <sup>2</sup>	
特別室	1 室	24.50 m <sup>2</sup>	

(注 1) 各部屋の配置ならびに構造については別途の資料を参照してください。

5. 職員体制(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種	基準人員	実人員	業務内容
管理者	1 名(常勤)	1 名	施設の管理
看護職員 兼機能訓練 指導員	1 名以上	1.0 名 (常勤換算)	入居者の看護、健康管理及び保健衛生管理 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善 又は維持の為の機能訓練
介護職員	10 名以上	11.8 名 (常勤換算)	入居者の日常生活上の介護・援助
生活相談 員	1 名以上	2 名 (計画作成 担当者と 兼務)	入居者の生活指導、入居者又は、その家族の 相談対応・必要に応じ助言その他の援助、市 町村との連携
計画作成 担当者	1 名以上	3 名 (介護職員 と相談員 と兼務)	施設サービス計画の作成・評価、介護の総合 調整、要介護認定更新申請代行等
栄養士	1 名(軽費 老人ホー	1 名(特養 と兼務)	献立作成、栄養量計算、栄養の評価、入居者 の食事管理、嗜好調査、調理員の指導、給食

	ム配置基準)		会議の主催
事務職員	1名(同上)	1名	庶務及び会計事務

※入居者数：職員の比率

看護・介護職員の合計数 要介護・要支援2の利用者に対し3：1

要支援1の利用者に対し10：1

※要支援、要介護状態区分に応じた標準的なサービスについて(別表2にて)

## 6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	常勤で勤務	4週8休
生活相談員	常勤で勤務(8:30~17:30)	4週8休
介護職員	日勤(8:30~17:30) 夜勤(17:00~翌9:30) ・昼間(8:30~17:30)は、原則として職員1名当たり入居者3名のお世話をします。 ・夜間(19:00~7:00)は、原則として職員1名当たり入居者30名のお世話をします。	4週8休
看護職員	・常勤で8:00~17:00の間、8時間勤務。1名以上の体制で勤務。	4週8休

## 7. 営業日

営業日	年中無休
-----	------

## 8. 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士が献立を立て、食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。)</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食(7:40~8:30) 170円 昼食(11:50:00~13:00) 250円 夕食(17:40~19:00) 230円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠食を希望する場合は、前日の15時までに「欠食届」によりお知らせください。なお、前日15時までに欠食届が</li> </ul>

	<p>なされないときは、当該分の食材料費を頂くこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご飯・パン・麺の大盛を希望される場合は一食につき 10 円追加料金が発生します。</li> <li>・嚥下機能が低下し、誤嚥のリスクが高い方はトロミ剤を使用する為、月額 500 円追加料金が発生します。</li> </ul>
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じた適切な排泄の介助</li> <li>・排泄の自立に向けた介助</li> <li>・おむつはご自身の状態に応じて適宜、交換いたします。</li> <li>・汚染等、陰部清拭が必要な場合は適宜、おしぼり太郎を使用します。(ただし、一本単価で料金を請求します。)</li> </ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・入浴時間などについては、当施設の業務スケジュールに従っていただきます。</li> </ul>
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の状況に合わせて職員により機能訓練を行います。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員による相談</li> </ul>
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画します。</li> </ul>

#### 9. 利用料（介護特定施設利用者の月額利用料金）

入居一時金は要りません。1 か月あたりの利用料〈個室タイプ〉は生活費、サービスの提供に要する費用居住に要する費用の合計です。内訳は以下の通りです。

(1) 生活費 46,490 円（食費及び共用費として）

但し、冬期（11 月～3 月まで）は月額 2,150 円が加算されます。

(2) サービスの提供に要する費用 10,000 円～44,660 円(人件費や施設管理費として)  
（ケアハウス利用の場合とは異なります。）

利用者本人の年収により異なりますので、下記の表を参照してください。

	対象収入による階層区分(本人の年収)	サービスの提供に要する費用 負担月額(1 人当たり)
1	1,500,000 円以下	10,000 円 (夫婦の場合) 7,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円

5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円以上	44,660 円

\*「軽費老人ホーム設置運営要綱別表IVの5の対象収入による階層区分となります」

①生活費及び②サービスの提供に要する費用は、厚生労働省が定めており、毎年改定があります。夫婦の入居は、夫婦の年収を合算し、合計額の2分の1を個々の年収とします。

- (3) 居住に要する費用 個室 24.50 m<sup>2</sup> (約 14 畳) 26,000 円  
(家賃として) 二人部屋 46.20 m<sup>2</sup> (約 28 畳) 52,000 円

(4) 介護サービス利用料

介護サービス費等の額は介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗ずる額とする。

☆介護報酬については、介護保険法に基づき精算時等においては、サービス提供実日数の費用分の清算となります。

※上記の介護保険適用以外のサービス(個別支援サービスに該当するもの)に対しては、当夕なぎ苑の特別介護費をご負担いただくことで個々に対応させていただきます。ご利用者個々の相談内容により介護費を設定させていただきます。また、別事業による有償サービス等をご紹介します。

※料金体系については別表を参照ください。

※施設利用料金(介護報酬利用者負担分)

要介護度	1日あたり(基本報酬額)	30日あたり(※含む)
要支援1	183 単位	7,423 円
要支援2	313 単位	11,884 円
要介護1	542 単位	20,051 円
要介護2	609 単位	22,350 円
要介護3	679 単位	24,752 円
要介護4	744 単位	26,982 円
要介護5	813 単位	29,350 円

※介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数の12.8%

※サービス提供体制強化加算(I) 22 単位/日

※生活機能向上連携加算(II) 200 単位/月

※科学的介護推進体制加算 40 単位/月

※協力医療機関連携加算 100 単位/月

※夜間看護体制加算 9 単位/月

- ・退院・退所時連携加算 30 単位/日（算定した際）
- ・若年性認知症入居者受け入れ加算 120 単位/日（算定した際）
- ・退去時情報提供加算 250 単位/回
- ・新興感染症等施設療養費 240 単位/回（5日間）
- ・自己負担額については1日または1回あたりの介護保険報酬単位数に地域区分単価数(10.14)を乗じ、その1割相当額を切り捨て算出するため、ご利用日数等により変動がございます。予めご了承ください。
- ・1割負担の場合で計算をしています。(2割負担の方は1割の2倍相当になります。3割負担の方は1割の3倍相当になります。)

#### 10. 苦情申立先

当施設ご利用相談室	1階事務室 防災センター 苦情受付担当者 野口 孝（生活相談員） 苦情解決責任者 吉永 陽一（施設長） ご利用時間 毎日午前8:30～午後5:30 ご利用方法 電話 086-946-2606 苦情箱（受付窓口に設置）1階 第三者委員会 豊田 仁志 TEL:086-947-0906 井上 稔 TEL:086-946-1276 * 行政機関その他苦情受付機関 ・岡山市介護保険課 TEL 086-803-1240 ・岡山市事業者指導課 TEL 086-212-1014 ・岡山県国民健康保険団体連合会 TEL 086-223-8811 ・運営適正委員会 TEL 086-226-9400 ・瀬戸内市いきいき長寿課 TEL 0869-26-5926
-----------	---

#### 11. 協力医療機関

内科、外科など

医療機関の名称	医療法人 岡村一心堂病院
院長名	岡村 暢大
所在地	岡山市東区西大寺南2丁目1-7
電話番号	086-942-9900

診療科	内科、外科、眼科、耳鼻科、泌尿器科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	有

内科

医療機関の名称	医療法人 緑青会 宿毛診療所
院長名	天野 康生
所在地	岡山市東区宿毛 741-5
電話番号	086-946-1035
診療科	内科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	有

歯科

医療機関の名称	しみず歯科 クリニック
院長名	清水 良和
所在地	岡山市東区邑久郷 319-8
電話番号	086-946-9090
診療科	歯科
入院設備	無
契約の概要	有

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「ケアハウスタナギ苑 防火マニュアル」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	・大宮消防団に非常時の応援を求める。
平常時の訓練等	・別途定める「ケアハウスタナギ苑 防火マニュアル」にのっとり、年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。
防災設備	・スプリンクラー・自動火災報知機・非常通報装置・屋内消火栓・防火扉・非常用電源・避難階段・カーテン(防災性能) ・入居者は原則として防災性能を有したカーテン・寝具等をご利用ください。 ・バルコニーは、火災等非常時の避難経路となりますので、通路部分に通行の障害となる物を置かないでください

消防計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署への届出日：令和6年1月11日</li> <li>・防火管理者：吉永 陽一</li> </ul>
-------	---

13. 事故発生時の対応

入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合

- (1) 迅速な事故処理に努めます。
- (2) 市町村、入居者の家族等、入居者に関係するものに対して速やかに連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (3) 賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償に応じます。そのため損害賠償保険に加入しています。
- (4) 事故処理後はその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

14. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - ① 虐待防止に関する責任者の選定
  - ② 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
  - ③ その他虐待防止のための必要な措置
- (2) 施設は、入居者の処遇に当たり、当該職員又は擁護者(入所者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15. 成年後見制度の活用支援

施設は、入所者と適切な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見人制度の利用法や関係機関の紹介など、成年後継人制度を活用できるように支援を行うものとする。

16. ICT 機器等の活用

ICT 機器とは利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ機器と定義されています。当施設では、入居者の自立支援、労働環境の改善等を目的とし、以下の機器やサービスを取り入れ、入居者、並びにご家族により安心・安全につながるケアの質の向上に努めます。

- (1) 記録等の電子化
  - ・各種保険情報、医療、介護に関する記録、請求情報等を電子化しています。これらの情報は夕風会が所有するファイルサーバー及び次に述べるクラウドシステムに保管し運用します。
  - ・夕風会は、株式会社ワイズマンの提供するワイズマン ASP サービスを利用します。入居者の各種データは専用のデータセンター施設（IDC）で厳重に管理されます。

- ・使用するパソコンとタブレット、スマートフォン、及びワイズマン ASP サービスを起動するための専用 USB キーは別に定める個人情報保護規定集および各管理規定に従い、適正に管理いたします。

(2) 拡張性

- ・連携する ICT 機器を増設する、または既存の機器をアップグレードすることにより見守りカメラや各種センサーと繋がり、映像や音声の記録が可能となります。記録したデータは、ケアの質の向上、または安全上の使用目的の範囲でのみ活用し、他の目的には使用いたしません。また、個々の機器の導入時には、都度、適切な手段を用いてご家族へお知らせし、必要に応じて個別でご相談します。

(3) 記録データ

- ・ICT 機器等を用いて、収集、蓄積したデータは当法人の定める個人情報保護管理規定に則り適切に取り扱います。収集した個人情報が外部に流出することのないよう努めます。

17. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者は、面会時を遵守し必ずその都度職員に届け出てください。</li> <li>・来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。</li> <li>・ゲストルームの利用をご希望される場合は、1 週間前までに施設長の許可を得てください。</li> </ul>
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出・外泊の際には必ず行き先と帰苑時間を申し出てください。また、外出・外泊届けの記入を 1 階事務所にて行ってください。</li> </ul>
嘱託医師以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族で対応をお願いします。やむを得ない場合は、管理者にご相談ください。</li> </ul>
居室・設備器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。</li> <li>・入居者は指定の器具及び指定された場所以外での火器の使用はできません。</li> <li>・共用施設及び設備等、居室以外の場所には私物を置かないでください。</li> <li>・共用施設及び設備の清掃、維持管理は当苑の業務とします。</li> <li>・全室介護居室の為一時介護室はありません。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いのプライバシーと人権を尊重し、他入居者に対する誹謗中傷・暴力行為は厳禁とします。場合によっては退去していただく場合があります。</li> </ul>
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご自身での管理をお願いいたします。</li> </ul>
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご自身での管理をお願いいたします。</li> <li>・入居者間での金銭の貸し借りはしないでください。</li> </ul>
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内のペットの持ち込み及び飼育に関しては、必ず施設長への相談を義務付けます。</li> </ul>
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族からの差し入れについては、食中毒や誤嚥等を予防する関係から職員へご報告していただき、適量を持参してください。居室において帰られる場合もご報告ください。</li> <li>・郵便物及び新聞等については、玄関に個別ポストを設けていますので、入居者の責任において管理してください。</li> <li>・退去時の居室清掃費用は通常 13,000 円(税別)です。居室状況によっては増額の可能性もあります。</li> </ul>

## ケアハウス入居者様への有償サービスについて

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

サービス項目	内容	特記事項	料金	月額
服薬管理		ケアハウス自立 型の入居者様		3,000 円
外出等	買い物代行 (*1)	交通費別途	1 時間 1,500 円 30 分 750 円	
	通院・入退院 個別的な外出 (*2)	交通費別途	1 時間 1,500 円 30 分 750 円	
その他	入浴介助 (*3)		1 時間 1,500 円 30 分 750 円	
	清拭布		1 本 20 円	

(\* 1) 当該特定施設において通常想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買い物等の代行に要する事項

(\* 2) 個人の希望による外出介助及び協力医療機関以外の通院の介助等に要する事項

(\* 3) 標準的な回数を超えて入浴を行った場合の介助に要する費用(週 3 回以上の場合)(標準的な回数は週 2 回とする) ※特定施設の入居

別表2

〈介護サービス等の一覧〉(要支援・要介護度別)

下記サービス内容及び回数等は標準的なものを記しています。実際に提供されるサービスはサービス担当者会議で判定し、個別的にケアプランを策定した上で、日常生活の支援を実施いたします。

	要支援 1～2 要介護 1～2		要介護 3～5	
介護を行う場所	介護居室		介護居室	
	介護保険(※)給付月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険(※)給付月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス				
○巡回				
・昼間～	2時間ごとに巡回		2時間ごとに巡回	
・夜間～	3時間ごとに巡回		3時間ごとに巡回	
○食事介助	必要に応じて実施		必要に応じて実施	
○排泄				
・排泄介助	必要に応じて実施		必要に応じて実施	
・おむつ交換	必要に応じて実施		必要に応じて実施	
・おむつ代		実費		実費
○入浴等				
・清拭	入浴不可の場合 週2回		入浴不可の場合 週2回	
・一般入浴介助	週2回入浴時介助	3回目以降1回1時間 1,500円(30分 750円)	週2回入浴時介助	3回目以降1回1時間 1,500円(30分 750円)
○身辺介助				
・体位交換	必要に応じて 2～3時間毎		2～3時間毎	
・居室からの移動	歩行器や車椅子での 移動一部介助		車椅子での移動全 介助	
・衣類の着脱	毎日朝・夜及び入浴 時や汚れたときに 一部介助		毎日朝・夜及び入浴 時や汚れたときに 全面介助	
・身だしなみ介助	随時		随時	
○機能訓練 (生活の中で実施)	必要に応じて実施		必要に応じて実施	
○通院の介助	必要に応じて付き 添い	協力医療機関以外 への病医院への付 き添い1時間1,500	必要に応じて付き 添い	協力医療機関以外 への病医院への付 き添い1時間1,500

○緊急時対応 ・ ナースコール	24 時間対応	円(30 分 750 円)交 通費実費	24 時間対応	円(30 分 750 円)交 通費実費
生活サービス ○家事 ・ 清掃(居室・トイ レ・シンク掃除) ・ 洗濯 ・ シーツ交換 ○居室配膳・下膳 ○理美容 ○代行 ・ 買物 (通常の利用区域) ・ 役所手続 ・ 金銭管理	週 1 回 週 2 回 その他汚染 に応じて 週 1 回 その他汚染 に応じて 身体状況に応じて (要予約) 週 1 回 指定日 必要時 やむを得ない場合 のみ実施	洗濯、乾燥、洗剤代 は実費 (コインランドリー) 実費 左記以外の区域 1 回 1 時間 1,500 円 (30 分 750 円)	週 1 回 週 2 回 その他汚染 に応じて 週 1 回 その他汚染 に応じて 身体状況に応じて (要予約) 週 1 回 指定日 必要時 やむを得ない場合 のみ実施	洗濯、乾燥、洗剤代 は実費 (コインランドリー) 実費 左記以外の区域 1 回 1 時間 1,500 円 (30 分 750 円)
健康管理サービス ・ 健康診断 (胸部レントゲン) ・ 健康相談 ・ 生活指導	年 1 回 随時実施 必要に応じて実施	左記以外別途負担	年 1 回 随時実施 必要に応じて実施	左記以外別途負担
入退院時、入院中の サービス ・ 医療費 ・ 移送サービス	市内入退院の付き 添い	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担 交通費実費 協力医療機関以外 1 回 1 時間 1,500 円	市内入退院の付き 添い	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担 交通費実費

## 【入居時リスク説明書】

当施設では利用者が快適な入居生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ケアハウスは、生活の場であることから、原則的に拘束を行いません。よって、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、主治医の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

上記のことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。その他、急激な環境の変化によって、入居者様が思わぬ行動を取られたり不穏になったりなど、予測のできない事態も起こりかねますのでご理解くださるようお願いいたします。なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

万が一事故が発生した場合、迅速な事故処理に努め、状況等ご連絡させていただきます。また、施設で発生した事故に対して、賠償すべき事故の場合、速やかに損害賠償に応じます。そのための損害賠償保険に加入しています。

## 【個人情報保護について】

当施設は、個人情報保護に最善の対策を実施しております。但し、市町村、他の介護保険事業者、医療機関等へ、必要とされる最小限の個人情報を提供するものとします。

当法人が発行する「夕なぎ新聞」・ホームページ等へお名前の掲載、写真の掲示をすることがございます。個人情報の掲載について同意いただけましたら下記へチェックをお願いいたします。

夕なぎ新聞への写真の掲載

夕凧会ホームページへの写真、お名前の掲載

施設内での写真の掲示

ケアハウスタなぎ苑（特定施設） 入居利用同意書

ケアハウス タなぎ苑  
施設長 吉永 陽一 殿

ケアハウス タなぎ苑を入居利用するにあたり、ケアハウス 「特定施設ケアハウスタなぎ苑利用契約書」及び「重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。以下の通り、記名捺印の上契約し、その証として本書を2通作成し各1通ずつ保有することとなります。

令和 年 月 日

<施設長> (甲)

住所：岡山市東区宿毛 745-3

氏名：ケアハウスタなぎ苑

施設長 吉永 陽一 印

<利用者> (乙)

住所：

氏名： 印

<身元保証人>

住所：

氏名： 印

(続柄 )

ケアハウス タなぎ苑への入居について、本書面に基づき説明を致しました。

令和 年 月 日

<事業所> (甲)

岡山市東区宿毛 745-3

ケアハウス タなぎ苑

説明者：野口 孝 印